

2016.10

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

「東京五輪チケット」詐欺にご用心！

【事例】

自宅に「オリンピック財団」と名乗る団体から電話があり、「あなたの名義で入場券が申し込まれています」と言われた。身に覚えがないと答えたら「あなたの名前が利用されたようだ。犯人グループのリストに名前が載っている。同様の被害に遭った人が他にもいるので調査する」と言われた。その後、弁護士を名乗る人から電話があり「口座を差し押さえられるので早く手を打たないと大変なことになる」と言われ、銀行名を教えてしまった。



【アドバイス】

幸いなことに、相談者はまだお金をだましとられて

はいませんでした。今後は同じ相手からの電話には出ないようにと助言しました。

これは最近の話題を使った特殊詐欺の事例です。「オリンピック財団」や「日本スポーツ協会」など実在しない団体を名乗り、高齢者を狙って電話し、「逮捕される」「口座が使えなくなる」などと「不安」に付け込み、だます手口です。すでに昨年夏から各地で相談が目立ちはじめ、2000万円近くをだまし取られた人もいます。

東京オリンピックの入場券はまだ発売されておらず、開催の約1年前から売り出されるそうです。「電話でお金の話は詐欺！」。皆さんも十分に気を付けてください。

ちょっとでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎ 76・1004）まで。

2016.11

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

次々と持ちかけられる作品の雑誌掲載勧誘にご注意！

【事例】

突然自宅に電話があり、「あなたが投稿した俳句を見た。とても素晴らしい作品だ。ぜひ、うちの雑誌にも掲載させていただけないか」と褒められ、うれしくなって掲載を依頼した。その後別の出版社からも次々と掲載を依頼されるようになり、何度も高額な掲載料を支払ってしまった。

【アドバイス】

俳句に限らず、絵画や書道、写真など、自分の趣味の作品を褒められ、発表の場が持てることは、とてもうれしいことです。そのうれしい気持ち、あるいは自分の作品が認められたというプライドに付け込み、次々と掲載料を請求する手口には十分注意してください。



契約直後に断っても、「すでに印刷した」と言って解約に応じてもらえないかったり、勝手に掲載して、後から請求書が送られてきたりするなどの悪質なケースもあります。また、事例のように一度掲載を依頼してしまうと、次々と勧誘される恐れがあります。その場ですぐに契約せず、家族や友人などに相談してから判断するようにしましょう。

電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取ってから8日間はクリーリング・オフができます。できるだけ早く消費生活センターにご相談ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。